

12 収入保険・農業共済関係事業

【88,811(88,811)百万円】

収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しについては、平成29年度予算編成過程において検討を進めます。

収入保険制度の導入については、平成28年度収入保険制度検討調査費における事業化調査の結果等を踏まえて、現在、検討中です。また、農業災害補償制度についても、収入保険制度の検討と併せて、その在り方について、検討中です。

このようなことから、これらの関連予算については暫定的に前年度と同額で要求し、平成29年度予算編成過程において制度設計等を行い、これにより概算決定までに予算内容を確定することとします。

1. 収入保険制度検討調査費 216(216)百万円
農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた準備を実施
2. 共済掛金国庫負担金 50,110(50,110)百万円
農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担
3. 農業共済事業事務費負担金 38,025(38,025)百万円
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費(人件費、旅費等)を負担

お問い合わせ先：

- 1, 2について 経営局保険課 (03-3502-7337)
- 3について 経営局保険監理官 (03-3591-5009)

現行農業共済制度の問題点と収入保険制度の基本的仕組み

現行農業共済制度の問題点等

- 自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限定されており、農業経営全体をカバーしていない
- 加入単位も品目ごとになっており、農業経営全体を一括してカバーできない
- 耕地ごとの損害査定を基本



収入保険制度

農業経営全体を対象としたセーフティーネット

農業経営者ごとの収入減少を対象

- ・ 価格低下も含めた収入減少を補填
- ・ 全ての農業経営品目を対象
- ・ 農業経営全体として加入



農業経営者ごとの収入を正確に把握することが、この制度の要

- ・ 農業経営者の適切な経営管理を前提に
- ・ 本人の申告を
- ・ 税法に基づく書類等で確認する

※収入保険制度の法制化と併せて、農業共済制度のあり方についても抜本的に検討する